

## Gard Alert

# 規則に適合した消防員用無線通信装置を忘れず搭載していますか

こちらは、英文記事「[Have you remembered to fit compliant firefighters' radios onboard](#)」(2018年7月13日付)の和訳です。

**すべての船舶において、持ち運び式双方向無線通信装置を消火班ごとに少なくとも2つ備えなければならないとなりました。この無線装置は、爆発の可能性がある環境下で使用するための認証を受けたものでなければならないほか、消防員装具を身につけた消防員に適したものである必要があります。**



消防員の通信用として、持ち運び式双方向無線通信装置を消火班ごとに少なくとも2つ装備することを求める新しい SOLAS 条約第 II-2 章第 10.4 規則が、2014年7月1日から新造船に対して適用されました。ただし、既存船(つまり、2014年7月1日以前に建造された船舶)についても、2018年7月1日からこの要件が適用されるため、この日以降の最初の検査までに要件に準拠しなければなりません。

SOLAS では、消防員の無線は防爆型または本質安全型とすることを規定しています。これは、無線装置を爆発の可能性がある環境下での使用を想定した装置の関連基準に従って認証し、さらに維持管理すべきであることを意味しています。また、ユーザーの視点から見ると、消防員の無線は「目的に適合」している、つまり火災現場で機能すること、作動範囲が十分であること、大きなグローブ、ヘルメット、呼吸具など消防衣を完全装備した状態で使用できるよう設計されていることが重要です。したがって、ヘルメットに装着でき、呼吸マスクと共に使用できる無線装置を検討すべきです。

この新規規則の目的は、現場に立ち入る消防班と、現場の外で消防班を統制する任務を負う乗組員の間に専用の通信手段を提供し、火災が起きた場合に船と乗組員の保護を強化することにあります。このため、メンバーの皆様は、上記の要件に留意し、自社の管理船を次の安全設備検査までに確実に規則に準拠させるようにしてください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。